教室生人権啓発学習会のお知らせ

今年度も 1月末から2月にかけて
会館教室生・利用団体等を対象とした学習会を計画しております。 詳しくは各教室ごとに、ご案内いたしますので参加をお願いします。

内容 「人権尊重への取組を進める社会と課題」

・バリアフリーとユニバーサルデザイン

・かわっていく言葉

・ちがいのちがい

・インターネットの現状

※ 都合により日程を変更させていただく場合があります。

昨年度の学習会の様子

【人権相談日】

2月19日(月)　3月18日(月)

13:30～15:00

館職員が対応します。

お気軽にご来館ください。

【職業・生活等各種相談日】

2月は中止　3月19日(火)

13:30～15:30

近藤相談員が対応します。

諸事情で開催日を変更する場合がありますのでお問合せください。

今年は辰年、十二支の中で辰だけが架空の生き物です。 11月のエコクラフト教室では皆が熱心に辰の作品を作っていました。イメージはイラストとかによくある龍です。作る人によって龍の体のうねり方や表情、角やたてがみ(？)そして、ひげのなびき方などが違って個性がありました。

龍は古くから中国で権力の象徴とされ「正義」を表すそうで、辰年の言い伝えは「強運」「お金に困らない」だそうです。この写真の龍も口に金の玉をくわえています。金運が良さそうでおみごとでした。

そして、新年を迎えると大きな地震や事故が起こりました。映像で被災地や被災された方々を目にすると心が痛み、少しでも早く普通の生活が訪れることを祈ります。また、日頃からの備えや訓練の大切さを実感しました。残りの2024年が穏やかで平和な年でありますように。

北星会館だより

2024年
令和6年 2月号
(No.148)

住所　〒799-1341　西条市壬生川682
電話・FAX　0898-64-0321
E-mail　hokuseikaikan@saijo-city.jp

第7回　優・友・楽習会（ゆう　ゆう　がくしゅうかい）　「だれもが幸せになるために」

12月4日(月)愛媛県人権問題研修講師の西原司先生をお迎えして、今年度最後の優・友・楽習会を開催しました。はじめに「今、社会は動いている」ということで、LGBTQなどの人権課題についての最近の裁判所の判決などについてお話をいただきました。法律の解釈や裁判の方向性も社会の発展や社会制度の変革に伴って変わってくるということを実感し、人権に関する法律が体系的に整備されてきている現状を感じました。

また、自分自身のマジョリティ性(多数派)とマイノリティ性(少数派)を考える設問があり、参加者は自身のマジョリティ性やマイノリティ性を通して、自分の立ち位置について考えることができました。

続いて、人権課題と法令及び配慮事項として、女性の人権、子どもの人権、障がい者の人権、部落問題、性的マイノリティー等の人権課題についてお話をいただきました。かつて差別性のあった言葉は言い換えが進んでいること、部落差別についてはインターネットの差別書き込みと、そのことについての裁判の判決の現状を教えていただきました。

資料の最後に差別語、不快用語について、そして、マザーテレサ、ヘレンケラー、津田梅子、市川房江、司馬遼太郎など、多くの先人の言葉が記載されており、講演会が終わって改めて読ませていただきました。例えば、マザーテレサの「愛の反対は何ですか？」に問いに対して、答えは「憎しみではなく、無関心である」 。ヘレンケラーは「障がい者は不自由であるが不幸ではない。障がい者を不幸にしているのは健常者中心の社会である。」など。先人の言葉をいま私たちの社会が生かせているのかも考えてしまいました。それらの言葉をも噛みしめながら、誰もが幸せになれる社会のあり方を日々進めていきたいと重ね重ね思いました。

西原先生ありがとうございました。

「ちくちく言葉」と「ふわふわ言葉」

優･友･楽習会の内容に続きますが、講師の西原先生から、人権課題に関係して共同通信社の記者ハンドブックのお話もありました。そのハンドブックの中で記者は、

〇性別、職業、身分、境遇、信条、人種、民族、地域、心身の状態、病気、身体的な特徴などについて差別の観念を表す言葉、言い回しは使わない。

〇基本的人権を守り、あらゆる差別をなくすため努力するのは、報道に携わるものの責務だからだ。

〇使われた側の立場になって考えることが重要だ。ことわざ、成句の引用でも、その文言の歴史的な背景を考え、差別助長にならないような心遣いが必要になる。 との記載があるとのこと。

そして、現在の用語の使い方についても例示をいただきました。例えば、婦警は女性警官、父兄や両親は保護者、エスキモーはイヌイット、裏日本･表日本は日本海側･太平洋側等々。

西原先生の話を聞いて、私も教員時代に「ちくちく言葉」と「ふわふわ言葉」の授業を参観したり、全校児童に話をしたりしたことを思い出しました。「ちくちく言葉」とは、「ばか」や「あほ」「だめだね」、「へたくそ」など人を見下したり、いやな気持にさせたりする言葉。「ふわふわ言葉」とは、「ありがとう」や「がんばったね」、「だいじょうぶ」、「てつだうよ」など、人を温かい気持ちにさせたり、やる気を伸ばしたりする言葉です。子どもたちは日頃「ちくちく言葉」を使うこともあることを振り返り、「ふわふわ言葉」をさらに多く使って、よりよい学校生活を送りたいと、学習の感想を書いていました。

反面、現在のインターネットの世界では、見るに堪えない誹謗中傷の言葉があり、取り返すことのできない多くの被害を生み出しているという現実は皆さんも知っている通りです。

また、最近は「マイクロアグレッション」という言葉を聞くようになりました。発する側には相手を傷つける意図はないものの、相手に対する偏見や差別意識が伝わる言動のことを、「マイクロアグレッション（小さな攻撃性）」 と言います。「ちくちく言葉」も該当することでしょう。初めて聞く人が多い言葉だと思いますが、日頃の何気ない会話でちくちくやもやもやを感じたことは、誰もがあるはずです。

言葉は生きていて、変化し続けるものであると聞きます。私たち大人は家庭の中や地域で、どのように言葉と向き合っているのでしょうか。人権･同和教育をはじめ様々な学びを続けている子どもたちに、明るい未来とよりよい文化をつないでいきたいと思います。

人権ポスター 「自分らしく」 からのメッセージ

11月17日（金）東予東中学校の1年生4名が、「人権ポスターの市内掲示活動」のために来館しました。

この活動は地域で人権に関して考えてもらうための人権啓発活動で、今年で31回目です。

生徒さんたちは自分たちが描いた人権ポスターを、校区の各事業所などへ持参して、その作品に込めた思いを伝えたあとに掲示しています。

この時期になると、校区のあちこちで生徒さんらが描いた人権ポスターをよく見ることができて、生徒さんたちの人権に関する学びを感じます。

次のような力強いメッセージが書かれおり、12月22日まで来館者のよい啓発の機会となりました。

～ 『自分らしく』からのメッセージ～

『差別をなくすために、私はそれぞれの個性を尊重することが大切だと考えます。

そのために、まずは自分のことを大切にしてほしいと思います。自分の生き方や好きなことに対して、他の人が口を出すことではないと思います。自分の好きなこと、楽しいと思えることに、自信をもって自分らしく生きてほしいです。

また、自分の考える基準を人に押しつけたりせず、色んな人と話をし、自分の考えや視野を広げていってほしいです。まわりの人と自分が違うなんてあせったり、あわせたりする必要もないと思います。普通なんてなくて、1人1人が大切でかけがえのない存在であることを理解してほしいです。

そして、そのそれぞれの個性をみんなが認めあえる社会にしていきたいです。』

「脳いきいきチェック」を受ける！

11月、2回にわたり、いきいき笑楽会（百歳体操）の方が、脳いきいきチェックを受けました。

測定後は認知機能の維持･改善のアドバイスを受けていました。生活習慣を見直すきっかけになるといいですね。

西条市地域包括支援センターの方と！